



12月2日(金)告示

投票日 12月11日(日) / 投票時間 午前7時～午後6時

任期満了に伴う茨城県議会議員一般選挙

投票できる方

満18歳以上(平成16年12月12日までに生まれた)で、令和4年9月1日までに▽住民票が作成された▽転入の届け出をした――のいずれかに該当し、引き続き3か月以上、東海村の住民基本台帳に記載されている方※右の要件に該当する方であっても、投票を行う時点で茨城県外に転出している方は投票できません。

【投票をするとき】

後日郵送される「投票所入場整理券」をお持ちください。

期日前投票制度

「期日前投票制度」は、仕事や旅行等の理由で投票日当日に投票できない場合でも、簡単な手続きで投票日の前に投票できる制度です。

【期日前投票をするとき】

後日郵送される「投票所入場整理券」の裏面が「宣誓書」になっていますので、必要事項を記入の上、期日前投票所にお持ちください。

【期日前投票所と投票期間】

▼東海村役場(別館101会議室)：12月3日(土)から10日(土)までの午前8時30分～午後8時

▼東海村産業・情報プラザ「アイヴィル」：12月9日(金)・10日(土)の午前9時～午後8時※新型コロナウイルス感染症の拡大防止と、さらなる投票機会の確保を目的として、試験的に開設します。

遠隔地における不在者投票制度

村の選挙人名簿に登録されている方で、期日前投票の期間や投票日当日に出張や旅行等で村外の市区町村(遠隔地)に滞在しているために投票に行くことができない方

は、滞在先の市区町村選挙管理委員会にて「不在者投票」を行うことができます。

【不在者投票の手続き】

①「宣誓書(投票用紙等請求書)」の請求

村選挙管理委員会(役場行政棟3階)備え付けまたは村公式ホームページからダウンロードした「宣誓書(投票用紙等請求書)」に必要事項を記入の上、村選挙管理委員会に投票用紙等を請求してください。請求に基づき、滞在先に投票用紙等を郵送します。※郵送等に日数がかかりますので、早めの手続きをお願いします。

②滞在先での不在者投票

届いた投票用紙等を持って、滞在先の市区町村選挙管理委員会にて不在者投票を行ってください。投票を終えた投票用紙は、滞在先の市区町村選挙管理委員会から村選挙管理委員会へ郵送されます。

【不在者投票期間】

12月3日(土)から10日(土)まで
※滞在先の市区町村選挙管理委員会により、執務時間等が異なる場合がありますので、必ず滞在先の選挙管理委員会へお問い合わせください。

郵便等による不在者投票制度

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、右下表の障がいのある方(○印に該当する方)、または介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方が対象となります。

※▽両下肢等の障がいの程度が右下表のこれらの障がいの程度に該当することを、都道府県知事等が書面により証明した方が対象となります。▽対象者のうち、一定の条件を満たす方は、あらかじめ「代

理記載人(選挙権を有する方)を届け出ること、代筆により投票することができます。詳細は、村公式ホームページをご覧ください。

戦傷病者手帳		身体障害者手帳	
障がい等の記載内容	障がいの程度	障がい等の記載内容	障がいの程度
両下肢・体幹の障がい	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症	両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級 2級 3級
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・小腸・肝臓の障がい	○	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○

【郵便等による不在者投票の手続き】

①「郵便等投票証明書」の申請手続き

「郵便等投票証明書交付申請書」に本人が必要事項を記入の上、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証のいずれかを添えて、村選挙管理委員会へ申請してください。後日、「郵便等投票証明書」を郵送します。

②投票用紙等の請求

村選挙管理委員会から証明書をお持ちの方へ「投票用紙請求書」を郵送します。必要事項を記入の上、「郵便等投票証明書」を添えて、12月7日(水)までに村選挙管理委員会へ請求してください。

【郵便等による不在者投票期間】

12月3日(土)から10日(土)まで

問い合わせ先

東海村選挙管理委員会(総務人事課内) 282 局 17111 内線 1313